

第6回未来投資会議

平成29年3月24日

松野文部科学大臣 提出資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツ未来開拓プラン

～スポーツを核とした地域活性化～

※関係省庁と連携した政府一体の取組

地域交流拠点の創出 (スタジアム・アリーナ改革)

- スポーツだけでなく、音楽イベントや健康づくりなど、賑わいやコミュニティ創出の拠点とするため、**地域のニーズに応じた専門家の派遣**などにより、施設整備に向けた計画策定等を支援

新たな地域スポーツ振興の体制づくり

- 子供のスポーツ機会の充実と質の確保に向け、**「部活動指導員」を制度化**し、学校と地域のスポーツ団体・企業等が協働する新しい体制を構築

非日常空間と日常空間の融合



スポーツチーム・企業が地域の発展に貢献

- **スポーツを核とした地域活性化は「構想」から「具体化」の段階へ**
- **地域経済を引っ張る事業を後押しし、ローカルアベノミクスを深化**

公園における民間参入を促進



地域関係者と一体でまちづくり事業等に取り組むことで、大きな波及効果を実現

施設の効率的整備・運営に向けた民間活力の導入促進

- スタジアム・アリーナの効率的な整備や収益力のある運営のため、**コンセッションをはじめとしたPPP/PFIの活用、都市公園法の改正（国会提出中）による制度の活用**等、民間活力の導入について地方公共団体の取組を支援

【国交省等と連携】

地域経済を牽引する地域ぐるみ事業の集中的支援

- **地域未来投資促進法案（国会提出中）**により、地域の特性を生かして高い付加価値をもたらす地域経済を牽引する事業を集中支援。

【経産省等と連携】 1

イノベーション・プラットフォーム強化による未来への投資

～意欲ある大学・研究開発法人を鍵に、知識集約型経済社会を構築～

【基本的考え方】

- ✓ 情報技術等の発達により、「知」を「価値」に変えることが経済成長につながる**知識集約型経済に進展**。
- ✓ 基盤的経費をしっかりと確保した上で、**意欲ある大学・研究開発法人を、イノベーションを生み出すプラットフォームとして活用し、オープンイノベーションを促進**することが知識集約型経済社会への展開の鍵。

イノベーション創出力強化 に向けた3要素

① オープンイノベーション
の場としての大学・研究
開発法人の体制強化



② イノベーション力強化に
不可欠な世界最高峰の
「知の集積」の構築



③ 上記取組を支えるための
大学・研究開発法人の財
政基盤の強化



現状と課題

■ 産学官による共同研究
における機動力とス
ピード感の欠如

■ 論文数の伸びは停滞、
国際的な順位は大幅
に低下するなど基礎
科学力の低下

■ 自己努力による民間
資金獲得に向けた環
境整備が不十分

具体的な解決方策の方向性

◎ 共同研究を集中管理し大型投資を呼び
込む「**オープンイノベーション機構
(仮称)**」の整備や、官民協力による
「**海外武者修行支援プログラム**」等
による**産学官連携体制の抜本的強化**

◎ 世界最高水準の基礎研究を実現する**国
際研究拠点の構築**、人材育成、研究情
報基盤整備等による**基礎科学力の強化**

◎ **ベンチャーへの出資**や**新株予約権の取
得の拡大**等により、**大学等が改革に必
要な資金を自ら獲得できる環境を整備**

(補足)

「イノベーション・プラットフォーム
強化による未来への投資」
各施策に係る詳細説明資料

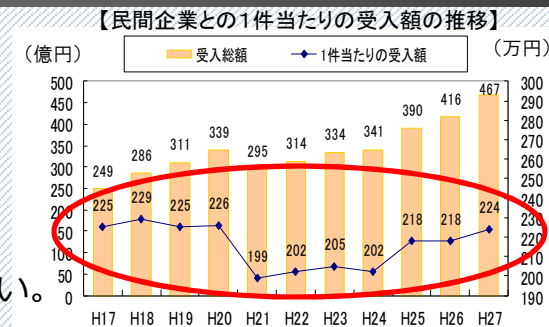
1. オープンイノベーションの場としての大学・研究開発法人の体制強化

【現状】

我が国の産学官連携は全国的に研究室レベルの小規模(平均220万円程度)に留まる。

【課題】

- ①産学官連携が大学等にとって成長投資のための財源獲得の機会になっていない。
- ②大学等のマネジメント機能が、企業の大型投資を呼び込むレベルまで発達していない。
- ③大学等が保有する先端シーズを用いて新事業・ベンチャーを立ち上げようとする人材が不足。



出典：文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について」

解決方策

■ オープンイノベーション機構（仮称）の整備

- **大学等が明確な経営戦略の下に企業の事業戦略に深くコミットし、自立した組織運営により大型の共同研究開発（競争領域に重点）を集中管理**する新体制を18年度中に構築。
- 具体的には、
 - ・事業化、知財、リスクマネジメント等のプロフェッショナル集団による集中管理
 - ・学内の優れた研究者チームを部局を超えて編成 等を可能とする体制の構築を支援。

■ 官民協力による起業人材海外武者修行支援体制の整備

- **民間団体（孫正義育英財団等）と我が国の起業家育成の中核大学（EDGE-NEXT※参画大学）との協力**により、大学生・大学院生に対して、**海外大学等での武者修行から、その後の起業挑戦まで一貫して支援**する体制を構築。

※次世代アントレプレナー育成プログラム

■ 大学等のインセンティブを強化するシステム改革

- 産学官連携をはじめ教職員のエフォートを適切に評価しインセンティブを付与する大学等の取組に対し重点的に支援。
- (例)
- ✓ 指定国立大学法人を指定する場合は、本格的な産学官連携を行うことを条件の一つに設定。
 - ✓ 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）、卓越大学院プログラム（仮称）、オープンイノベーション機構（仮称）の採択や業績評価の際に、オープンイノベーション加速に向けた組織マネジメント改革や大学のビジョン等を踏まえた取組の状況を適切に評価。

機動力とスピード感を持った、企業との本格的な大型共同研究の受け入れ体制を、大学・研究開発法人に構築。

そのほか、企業とのクロスアポイントメント制度の積極的な活用等の方策についても検討。

2. イノベーション力強化に不可欠な世界最高峰の「知の集積」の構築

【基本的考え方】

- 基礎科学は、新たな「知」を創出・蓄積し、持続的なイノベーションによる知識集約型経済の発展の源泉となるもの。
- 強い基礎科学力をもとに世界トップ人材を惹きつけ、「知の集積」を構築し、我が国のイノベーション力を強化。さらに産業界からの大規模投資も呼び込み、人材、知、資金の好循環を実現。

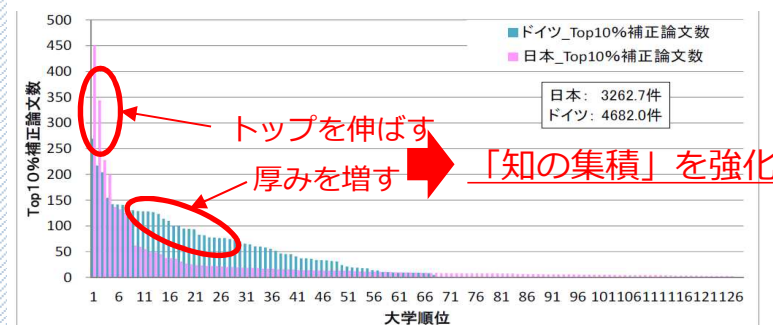
【現状】

- ① 論文数の伸びは停滞し、国際的なシェア・順位は大幅に低下
(Top10%補正論文数 日本：4位→10位)
- ② 世界トップレベル研究拠点 (WPI) 等を形成し、研究成果を創出。
近年は、基礎研究に対する産業界からの投資が進展
(例：大阪大学IFReC－中外製薬 100億円/10年)

【課題】

- ① 我が国全体の研究力強化のためには、「知の集積」の場となる研究拠点群の厚みが不十分
- ② イノベーション力強化に不可欠な研究情報基盤等の強化も重要

○日本とドイツの個別大学のTop10%補正論文数の分布の比較



出典：科学技術・学術政策研究所「研究論文に着目した日本とドイツの大学システムの定量的比較分析」
※ 英国との比較分析でも類似の調査結果あり

解決方策

■ 世界最高水準の国際研究拠点の構築と新たな展開

- ✓ 研究拠点の抜本的強化に真に取り組む大学等を支援することにより、世界レベルの基礎研究を実施し、産学連携につなげる最先端の国際戦略研究拠点を創設
 - ・ 優れた研究者の集積による研究成果の飛躍的な創出
 - ・ 卓越した研究力により国際的な求心力を強化
 - ・ 基礎研究のポテンシャルと産業界のニーズ・支援を踏まえ、トップサイエンスと産業の発展を両立
 - ・ 次世代の研究者の育成

■ 研究情報基盤等の強化

- ✓ 増大するビッグデータの流通に対応した情報ネットワークの強化及びコンピューティング・インフラ、データプラットフォーム等研究情報基盤の整備
- ✓ 研究情報基盤を構築・活用できる人材の育成
- ✓ 研究基盤等の老朽化対策の充実

3. 大学・研究開発法人の財政基盤の強化

【現状】

マネジメント層がリーダーシップを発揮し改革を進める資金が必要であるが、自己努力による民間資金獲得に向けた環境が整っていない。

【課題】

- ① 国立大学法人が第三者に土地等を貸し付けることができるのは主に法人の業務に伴う場合に限定。また、施設の老朽化の進行等により、投資を呼び込むためのスペースの確保等が困難。(例：経年50年以上の老朽施設が今後5年で倍増(約12→24%))
- ② 大学が大学発ベンチャー等を支援する際に新株予約権を取得できるケースはライセンス対価に限定。研究開発法人ではこうした運用も明確化されていない。(例：仮に、東大が関連ベンチャーの株式を取得していれば、キャピタルゲインとして、130億円(関連ベンチャー時価総額約1兆3千億円の1%)がもたらされていた。)
- ③ ベンチャーに出資できる研究開発法人は一部に限定。事業化が成功しても、成果を提供した法人への利益還元が限定的(ライセンス収入等のみ)でインセンティブが小さい。

解 決 方 策

① 土地等の貸付けの規制緩和、施設の老朽化対策等による大学の保有資産の有効活用の促進

- ✓ 改正国立大学法人法（平成29年4月施行）を活用し、文部科学大臣の認可を受ければ、業務に関わらない用途でも、国立大学法人の土地・建物について、第三者に貸付。
- ✓ 例えば、インキュベーション施設などを上記仕組みを活用することでベンチャーに貸付、その対価を新株予約権で得られるようにすることで、ベンチャー支援もあわせて実施。
- ✓ **大学の保有資産の魅力を高め、多様な投資を呼び込むため、戦略的な施設マネジメントと併せた老朽化対策により、施設機能の向上とともにスペースを創出。**

② 大学・研究開発法人がベンチャー新株予約権を取得できるケースの拡大

- ✓ 大学発ベンチャーを支援等した場合において、**新株予約権を取得可能なケースを拡大**。具体的には、局長レベルの通知発出による対応を想定。

取得可能とするケース例：大学の保有するインキュベーション施設の活用、研究成果を用いた経営指導など

- ✓ 上記につき、**研究開発法人についても同様の扱い**とする。

③ 研究開発法人によるベンチャー出資

- ✓ **研究開発法人による、ベンチャー企業等に対する出資を可能とする制度改革を実施。**
- ✓ これにより、研究開発法人の成果の事業化促進、企業との連携活性化への組織として取組を強化し、研究開発法人の収入増につなげる。

